

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2019年6月18日	
【会社名】	株式会社ビジョナリーホールディングス	
【英訳名】	VISIONARYHOLDINGS CO.,LTD.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 星 崎 尚 彦	
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋堀留町一丁目9番11号 NEWS日本橋堀留町6階	
【電話番号】	(03)6453 - 6644(代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員CFO 三 井 規 彰	
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋堀留町一丁目9番11号 NEWS日本橋堀留町6階	
【電話番号】	(03)6453 - 6644(代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員CFO 三 井 規 彰	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	1,179,604,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	20,338,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、当社の単元株式数は100株であります。

(注) 1. 本有価証券届出書による当社普通株式(以下「本新株式」という。)に係る募集(以下「本第三者割当増資」という。)は、2019年6月18日開催の当社取締役会決議によるものであります。

2. 種類株式に関する事項

当社は、普通株式、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式の異なる種類の株式を定款に定めています。このうち、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式を有する株主は株主総会において議決権を有しておりません。A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式の単元株式数は1株、なお、新規発行する普通株式の内容については、株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式です。

3. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	20,338,000株	1,179,604,000円	589,802,000円
一般募集			
計(総発行株式)	20,338,000株	1,179,604,000円	589,802,000円

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本組入額の総額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

(2) 【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
58円	29円	100株	2019年7月4日		2019年7月4日

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 当社は投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズ 号・適格機関投資家間転売制限付分除外少人数投資家向け、AP Cayman Partners , L.P.、Japan Ireland Investment Partners Unlimited Company、フォーティーツー投資組合、並びにHOLTジャパン株式会社(以下、個別に又は総称して「割当予定先」という。)との間で、本届出書の効力発生後、本新株式の発行にかかる買取契約を締結する予定です。払込期日までに、割当予定先との間で買取契約を締結しない場合は、本第三者割当による新株式の発行は行われな
3. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。本新株式発行と同時に資本金及び資本準備金の減少を行い、「その他資本剰余金」へと振り替えるため、本新株式発行後の資本金及び資本金準備金は減少いたしますが、資本金及び資本準備金の額が本新株式の発行前を下回ることはありません。
4. 申込方法は、申込期間内の下記申込取扱場所への株式申込証の提出とします。

(3) 【申込取扱場所】

株式会社名	所在地
株式会社ビジョナリーホールディングス 財務グループ	東京都中央区日本橋堀留町一丁目9番11号 NEWS日本橋堀留町6階

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
東京スター銀行 本店営業部	東京都港区赤坂二丁目3番5号

3 【株式の引受】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,179,604,000	8,000,000	1,171,604,000

- (注) 1. 上記普通株式の発行については、2019年6月18日開催の当社取締役会において決議しております。
2. 払込金額の総額は、各種優先株式の額面総額である1,150,000,000円に、P S Z株式会社が借入れに要した資金調達コスト29,600,000円を加えたうえで端数を加味した1,179,604,000円といたします。なお、資金調達コストはAPファンドに負担いただきます。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書等の書類作成費用、弁護士費用、会計税務アドバイザー費用、その他諸費用等の合計額であります。なお、発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

本資金調達で調達する差引手取概算額1,171,604,000円については、当社がPSZ株式会社を吸収合併することにより引き継ぐことになる金融機関からの借入金1,179,604,000円の返済費用として全額充当いたします。本株式の発行により調達する資金の具体的な使途は、以下のとおりです。なお、返済総額と差引手取概算額との差額につきましては、自己資金を充当いたします。

手取金の資金使途	具体的な使途	金額	支払時期
借入金の返済	特別目的会社(SPC)のP S Z株式会社を吸収合併したことによって当社に引き継がれることになる借入金の返済	1,171百万円	2019年7月、10月

当該借入金の返済期限は2019年10月24日となりますが、7月中に借入金の一部を返済する予定です。

借入金につきましては、当社が吸収合併した特別目的会社(SPC)であるP S Z株式会社と株式会社東京スター銀行(東京都港区赤坂二丁目3番5号、代表執行役頭取 佐藤 誠治、以下「東京スター銀行」という。)が2019年6月19日付で締結予定の消費貸借契約による1,179百万円であります。

消費貸借契約の概要は次のとおりです。

- | | |
|----------|---|
| (1) 借入日 | 2019年6月24日(予定) |
| (2) 金額 | 1,179,604,000円 |
| (3) 金利 | 年0.5% |
| (4) 返済期限 | 2019年10月24日 |
| (5) 貸付人 | 東京スター銀行 |
| (6) 担保状況 | PSZ株式会社の債務の履行を当社が連帯保証する予定です。
また本第三者割当に係る払込口座に担保権を設定する予定です。 |
| (7) 資金使途 | 各種優先株式の取得対価(当社発行) |

また、各種優先株式は、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項」にて記載のとおり、当社が特別目的会社(SPC)のP S Z株式会社を吸収合併することにより、当社が保有することとなります。当社は、吸収合併によって取得した当該各種優先株式を含む全ての各種優先株式を消却いたします。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

(第三者割当を実施する理由)

< 当社の状況 >

当社が属しております眼鏡等小売市場は、依然として低価格均一店に伸びがみられるものの、高齢化の進展による老視マーケットの拡大、V D T (Visual Display Terminals) 高頻度使用による若年層における視力低下、疲れ目やスマホ老眼解消の需要の高まりを背景として、老視レンズ、遠近両用レンズ等の累進型レンズへの需要が拡大していることから、低価格均一眼鏡と視環境の改善、いわゆる付加価値を求める需要層に二極化する傾向がみられます。また、供給面においては、既存量販店、専門店、中小店を中心に価格競争の激化、労働需要の逼迫や経営者の高齢化による事業承継問題等により店舗数に減少傾向がみられるなど、需要層の二極化と相まって業界再編の機運が高まっているものと予想されます。

このような経済・経営環境のもと、当社グループは2012年1月以降、投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズ 号・適格機関投資家間転売制限付分除外少人数投資家向け、AP Cayman Partners ,L.P.、Japan Ireland Investment Partners Unlimited Company、並びにフォーティーツー投資組合の四株主(以下、「AP ファンド」といいます。)による事業再生支援のもと、2014年6月に眼鏡・コンタクトを販売するにとどまらず、眼の健康寿命を延ばすために必要なあらゆる解決策(=商品・サービスやアドバイス)を提供する企業として「アイケアカンパニー宣言」を掲げ、アイケアに注力した商品・サービス展開とその拡充を図ってまいりました。

その結果、2016年4月期に9期ぶりに黒字化を達成し、2017年4月期以降を「再成長期」と位置づけ、目の健康プラットフォームを通じた同業のロールアップを戦略的に展開する、技術革新を通じた新たな市場開拓を目指すウェアラブル端末事業領域における成長加速、アイケア難民撲滅のための攻めの戦略を基本戦略とし、「アイケア」重視の「真のメガネ専門店」を展開することにより、経営効率の向上、並びに持続的に発展できる成長基盤の構築および事業基盤の強化に取り組んでおります。

また、経営効率向上の一環として、機動的かつ柔軟な経営判断を可能とし、環境変化へのスピーディな対応を実現する経営体制として、2017年11月1日には当社(株式会社ビジョナリーホールディングス)を設立し、持株会社体制に移行しております。事業面においては、2017年1月には富山県の有力メガネチェーン店「メガネハウス(22店舗)」を買収、2017年8月には「シミズメガネ(大阪府・11店舗)」を子会社である株式会社関西アイケアプラットフォームを通じて事業承継、2018年5月には「メガネのタカハシ(青森県・2店舗)」を子会社である株式会社みちのくアイケアプラットフォームを通じて事業承継するなど、アイケアサービスの更なる普及とサービス提供エリア・店舗拡大を推進し、事業基盤の強化を図っております。

さらに、2017年5月に技術革新を通じた新たな市場開拓を目指すウェアラブル端末事業領域での成長を遂げるため株式会社Enhanlaboを設立、2018年5月にはメガネ・サングラス・補聴器関連商品の卸売りや店舗運営コンサルティング等を行う株式会社VisionWedgeを設立したほか、同年8月には世界トップブランドのアイウェアを手掛けるマルコリン社(イタリア)の日本総代理店であり、また眼鏡、サングラスを販売する「EYESTYLE」を直営展開するなど、ファッションに強みを有する株式会社VISIONIZEを買収する等、市場のアイケア・アイウェアに対する多様なニーズへの対応や、次世代型店舗への移行促進による更なるアイケアの普及に向けた投資を通じて既存BtoC領域での事業成長の加速を図るとともに、BtoB領域への事業展開を本格化しております。

当社グループの財務面においては、当社子会社の株式会社メガネスーパーが事業再生途上にあった2012年4月期に全取引金融機関より条件変更等の支援を得ていた借入金について、2018年2月28日付にて事業成長資金と返済資金等とのバランスを鑑みた返済諸条件をあらたに設定のうえリファイナンス(借換え)を実行したことにより正常化を果たし、売上高の持続的成長と継続的な利益の積み上げ効果と相まって、当社グループの自己資本比率は2016年4月期1.1%、リファイナンスを実現した2018年4月期8.1%、2019年4月期10.9%と飛躍的に改善しております。

このような変遷を経て、当社は、2019年4月期を引き続き持続的かつ安定的な事業成長基盤の強化を図るとともに、速やかなる復配と継続的かつ安定的な配当を実現し得る環境整備に向けた検討、並びに経営環境の変化や投資機会に即応できる強い財務基盤の構築を経営上の重要課題と位置付け推進してまいりました。

そのような中で、当社グループの第2期連結業績(2018年5月1日~2019年4月30日)は、あらたに開始した卸売事業に加えて小売事業及びE C事業ともに好調に推移した結果、利益面は期首計画を下回るものの、売上高は26,485百万円(前年同期比21.6%増)、営業利益は932百万円(前年同期比30.1%増)と前年同期を大きく上回る結果となりました。詳細につきましては、本日公表の「2019年4月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」をご参照ください。

< 株式取得及び吸収合併する理由 >

2016年4月期の黒字転換と以降の黒字化定着により、APファンドにより支援を受けた2012年1月以降の「事業再生期」を終え、既に「再成長期」に移行していることから、当社グループが独立企業として持続的かつ安定的な発展を実現するための中長期的なオーナーシップについて、同ファンドと協議を進めてきた結果、より多様な当社株式の保有者層、並びにより高い流動性を形成するため、2018年7月に新株の発行を伴わないAPファンドが保有する当社普通株式の売出しを行うことを決定し、当社の株主構成が大きく変化するに至っております。

さらに、株主構成が大きく変化する中、APファンドとの間では、当社が「事業再生期」に発行した負債性の強い社債型の各種優先株式(1)のうち、APファンドが保有するC種優先株式について、復配と継続的かつ安定的な配当を実現し得る環境整備の観点から、今後の保有スタンスについて議論を重ねてまいりました。C種優先株式は、当社並びにAPファンド双方が金銭対価による取得請求権を有しており、当社が同請求権を行使しC種優先株式を取得並びに消却するには、その対価として8億円の支払いが発生すること、またAPファンドによる同請求権が行使される場合には、当社がその時期をコントロールできないなど、経営環境の変化や投資機会に即応できる強い財務基盤の構築が急務であるとの共通認識を有する中であって、C種優先株式の取扱いが、当社にとって重要なテーマであると位置づけ議論を深めてまいりました。

そのような中、2019年3月に入り、投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズ 号・適格機関投資家間転売制限付分除外少人数投資家向け(以下、「AP 号ファンド」といいます。)が保有資産の流動性を確保することを目的に特別目的会社(以下、「SPC」といいます。)として設立したP S Z株式会社に、APファンドが保有する当社C種優先株式を移管したい考えであること、また、SPCにC種優先株式を移管したのち、当社がC種優先株式を取得するまでのプロセスについてより具体的に協議していきたい旨の申し入れを受けました。

さらに、4月に入り、AP 号ファンドから、P S Z株式会社はAPファンドから当社C種優先株式を取得するための資金は金融機関からの借り入れによること、当社C種優先株式をP S Z株式会社に移管したのち、当社に同社の全株式を備忘価額で譲渡したい旨の提案を受けるに至りました。

そこで、当社取締役会において慎重に協議を重ね、P S Z株式会社の全株式を取得後、当社に吸収合併する方法を検討いたしました。この方法によればC種優先株式を発行価額と同額にて取得及び消却できるメリットが得られる一方、当社がP S Z株式会社の借入金を引き継ぐことになり、金融機関への返済に伴う現預金の社外流出という金銭対価による取得請求権の行使と実質的に同様となること、また借入金の完済までの間、改善基調にある当社の自己資本比率が悪化するというデメリットが生じます。これらを踏まえ、P S Z株式会社の全株式を取得後に当社に吸収合併することによりC種優先株式を取得、消却すると同時に、上記「第1 募集要項」に記載のとおり、当該C種優先株主であるAPファンドを割当先とする本新株式の発行により資金を調達したうえで、P S Z株式会社から引き継ぐ借入金の全額の返済原資とする、いわゆる当社C種優先株式と普通株式との実質的な交換を行うことといたしました。当スキームによると資本増強による財務基盤の強化という副次的効果が得られることになり、現在当社が置かれた経営環境を総合的に勘案すると最適な方法になり得ると判断いたしました。

また、当スキームにおける資本増強による財務基盤の強化という副次的効果の最大化を図るため、C種優先株式と同様に負債性の強い社債型優先株式であるA種優先株式並びにB種優先株式を保有いただくHOLTジャパン株式会社(以下、「HOLTジャパン」といいます。)に対しても、同様の手法により普通株式への実質的な交換を行うことについて検討打診した結果、本件の趣旨に賛同いただき応諾いただくに至りました。(2)

(B種優先株式については、金銭対価による取得請求権のほか、定款第10条の17に定める算定方法に従って算出される数の当社普通株式及びC種優先株式100株を対価として、その有するB種優先株式を取得することを請求することができる株式対価の取得請求権を有しております。しかしながら、株式対価の取得請求権の行使によって、その全てが普通株式に転換されずC種優先株式が交付されることとなり手続きが煩雑となることから、B種優先株式についても本スキームの対象とすることにいたしました。)

そのため、APファンド並びにHOLTジャパンと協議のうえ、HOLTジャパンは保有するA種優先株式及びB種優先株式についてもHOLTジャパンからP S Z株式会社に株式を移管すること、PSZ株式会社は、C種優先株式の800百万円に加え、A種優先株式及びB種優先株式の350百万円を含む総額1,179百万円を金融機関から借り入れることにつき、当該金融機関より内諾が得られている旨を確認しました。

これにより、各種優先株主からの金銭対価による取得請求権の行使という、当社が意図しない時期に同請求権の行使を受けた際に生じる事業成長資金の社外流出という事態が回避できるほか、自己資本の増強による財務基盤の強化が図れることとなります。また、当社が「事業再生期」に発行したA種優先株式、B種優先株式、並びにC種優先株式(以下、「各種優先株式」といいます。)、いわゆる現存する種類株式の全てを取得、並びに消却することとなります。

なお、2019年7月下旬に開催予定の当社の定時株主総会において、発行可能株式を普通株式のみとする定款の一部変更を付議する予定です。

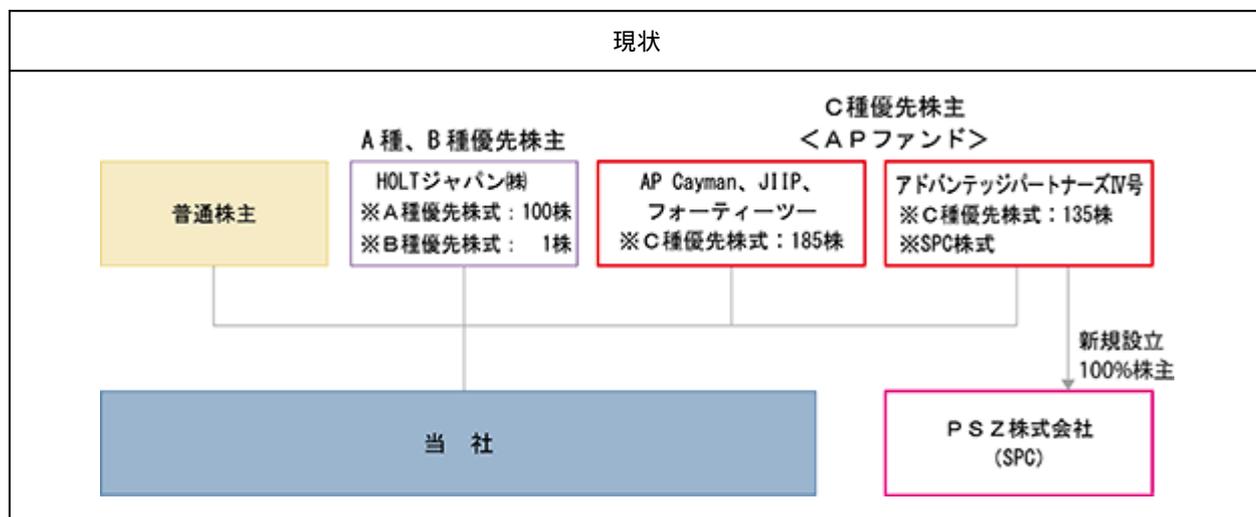
- (1) 当社の発行する各種優先株式は、当社の連結子会社である株式会社メガネスーパーが債務超過解消のための株主資本(純資産)の増強を目的とした社債型優先株式として2014年4月21日に発行され、株式移転により2017年11月1日に当社が設立されたことに伴い、同日付にて当社に引き継がれたものです。
- なお、各種種類株式の権利内容は以下のとおりです。
- ・ A種優先株式：当社普通株主に先立つ累積による優先配当権(B種優先株式並びに C種優先株式と同順位)、株主総会における議決権は有しない、当社による取得条項、当社に対する金銭対価による取得請求権を有します。
 - ・ B種優先株式：当社普通株主に先立つ累積による優先配当権(A種優先株式並びに C種優先株式と同順位)、株主総会における議決権は有しない、当社による取得条項、当社に対する金銭対価による取得請求権、並びに株式対価による取得請求権を有します。
 - ・ C種優先株式：当社普通株主に先立つ累積による優先配当権(A種優先株式並びに B種優先株式と同順位)、株主総会における議決権は有しない、当社による取得条項、当社に対する金銭対価による取得請求権を有します。
- (2) B種優先株式については、金銭対価による取得請求権のほか、定款第10条の17に定める算定方法に従って算出される数の当社普通株式及びC種優先株式100株を対価として、その有するB種優先株式を取得することを請求することができる株式対価の取得請求権を有しております。しかしながら、株式対価の取得請求権の行使によって、その全てが普通株式に転換されずC種優先株式が交付されることとなり手続きが煩雑となることから、B種優先株式についても本スキームの対象とすることにいたしました。

当社各種優先株式を普通株式への実質的な交換を行う本施策を通じて、当社普通株式の新規発行に伴い発行済株式総数を増加させることとなりますが、各種優先株式に付与されている金銭対価による取得請求権が発動にされることにより当社が意図しない時期、かつ当社グループの事業成長資金の社外流出リスクがなくなるほか、当社自己資本の質的向上による財務基盤の強化に寄与、並びに復配と継続的かつ安定的な配当を実現し得る環境の整備に資するものと判断いたしました。

本第三者割当におけるスキームは、以下のとおりです。

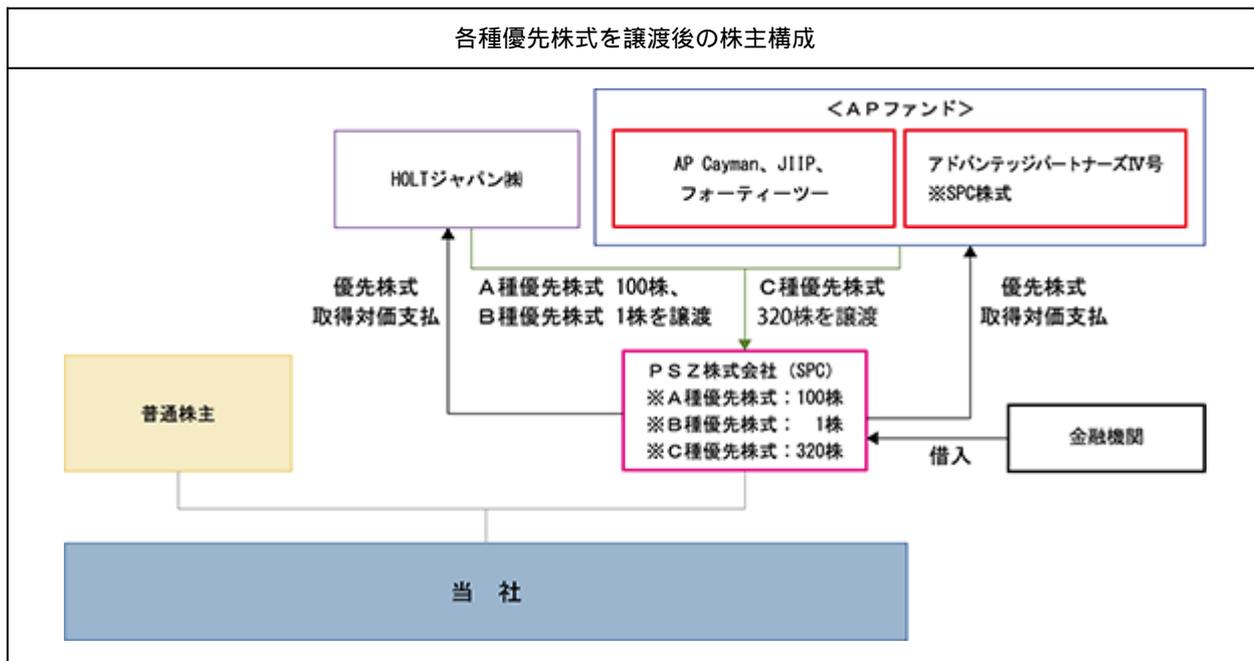
<本第三者割当のスキーム図>

本有価証券届出書提出時点における株主構成



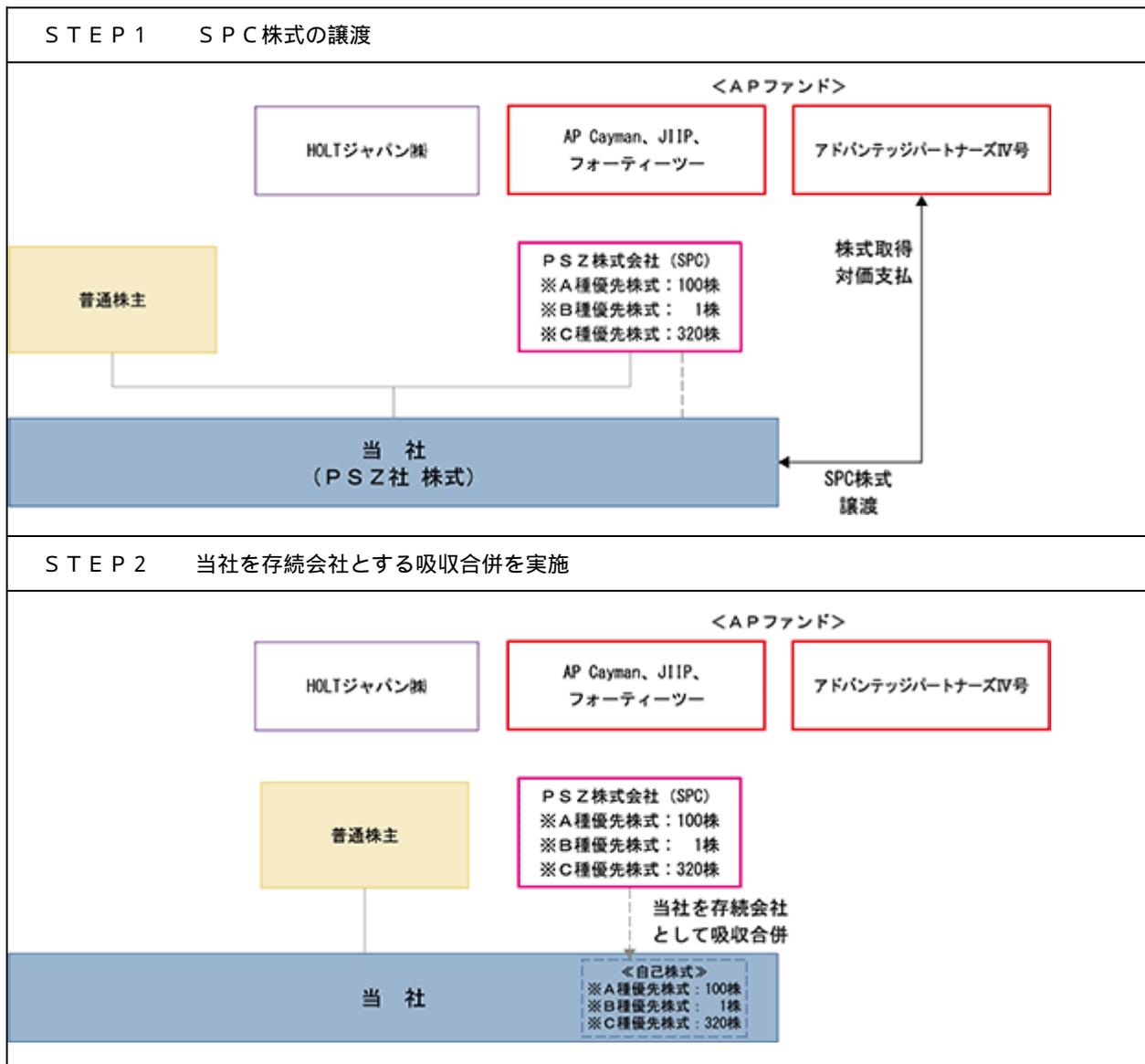
- ・ AP 号ファンドがSPCであるPSZ株式会社を設立。

本件各種優先株主がP S Z株式会社に各種優先株式を譲渡



- ・ P S Z株式会社は2019年6月19日に18百万円の増資が予定されているとともに、金融機関から各種種類株式の取得資金を調達。P S Z株式会社が各種優先株式を取得に要する1,150百万円は、同社が金融機関からの借入れにより総額1,179百万円を調達することにつき、当該金融機関からは内諾を得ていることを確認済。
- ・ 各種優先株主の要請に基づき、各種優先株主からP S Z株式会社に各種優先株式が移管されることについて、2019年6月18日開催の当社取締役会において譲渡承認。
- ・ 2019年6月24日付にて、各種優先株主はP S Z株式会社に当社各種優先株式を譲渡。この時点における各種優先株式を保有する株主はP S Z株式会社。

株式譲渡から吸収合併までの流れ



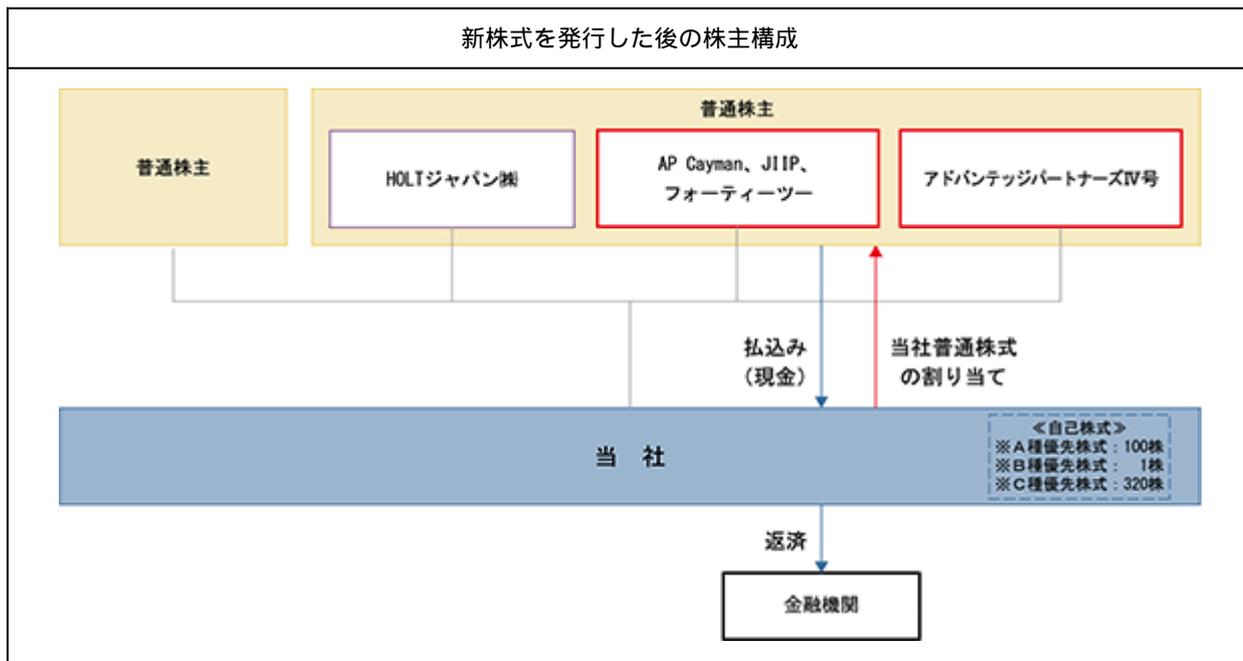
STEP 1

- ・当社がAP 号ファンドからPSZ株式会社の全株式を2019年6月24日譲受け（予定）。

STEP 2

- ・当社を存続会社とする吸収合併を行い、それに伴いPSZ株式会社が保有する当社各種優先株式の全株式を取得（その後消却）。

第三者割当による新株式の発行



- ・各種種類株主を割当先とする当社普通株式を発行し資金調達。
- ・資金調達後、当社がP S Z株式会社から引き継ぐ金融機関からの借入金全額を返済。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

(1) 名称	投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズ 号・適格機関投資家間転売制限付除外少人数投資家向け		
(2) 所在地	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号		
(3) 国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。		
(4) 組成目的	純投資		
(5) 出資の総額	74,275,000,000円		
(6) 主たる出資者及びその出資比率	無限責任組合員であるAP GP 投資組合と、33名の有限責任組合員(銀行、保険会社、年金及び政府系金融機関等)から出資されております。 なお、出資比率が10%以上の出資者はありません。		
(7) 業務執行組合員等に関する事項	名称	AP GP 投資組合	
	本店の所在地	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号	
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。	
	出資総額	93,000,000円	
	組成目的	ファンド資産の運用及び管理	
	主たる出資者及び出資比率	業務執行組合員である株式会社AP GPと、4名の組合員(個人)から出資されております。適格機関投資家である2名の個人がそれぞれ出資比率42.96%の組合員として出資しております。その他に出資比率が10%以上の出資者はありません。	
	業務執行組合員等に関する事項	名称	株式会社AP GP
		本店の所在地	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
		代表者の役職及び氏名	代表取締役 笹沼 泰助
		資本金	5,250,000円
事業の内容		投資事業組合財産の運用及び管理	
主たる出資者及び出資比率	株式会社アドバンテッジパートナーズ 100.0%		

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式数	当該ファンドは当社普通株式95株(持株比率0.00%)、C種優先株式135株(持株比率42.19%)を保有しております。
人事関係	該当事項はありません。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術又は取引関係	該当事項はありません。	

c. 割当予定先の概要

(1) 名称	AP Cayman Partners , L.P.	
(2) 所在地	Intertrust Corporation Services (Cayman) Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands	
(3) 国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。	
(4) 組成目的	純投資	
(5) 出資の総額	51,830,425,998円	
(6) 主たる出資者及びその出資比率	General Partner であるAP Cayman Partners General Partner, L.P.と、57名のLimited Partners(ファンド、年金、保険、財団及び個人等)から出資されております。資産総額において世界有数の米国における研究財団が出資比率12.5%のLimited Partner として、資産総額において欧州で有数の公務員・教職員年金基金が出資比率10.5%のLimited Partner として出資しております。その他に出資比率が10%以上の出資者はありません。	
(7) 業務執行組合員等に関する事項	名称	AP Cayman Partners General Partner, L.P.
	本店の所在地	Intertrust Corporation Services (Cayman) Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
	出資総額	55,000,000円
	組成目的	ファンド資産の運用及び管理
	主たる出資者及び出資比率	General PartnerであるCayman Capital Management , Inc.と、4名のLimited Partners(個人)から出資されております。適格機関投資家である2名の個人がそれぞれ出資比率42.96%のLimited Partnerとして出資しております。その他に出資比率が10%以上の出資者はありません。
	業務執行組合員等に関する事項	名称
	本店の所在地	Intertrust Corporation Services (Cayman) Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands
	代表者の役職及び氏名	Director Douglas R. Stringer
	資本金	1米ドル
	事業の内容	リミテッド・パートナーシップ財産の管理・運用
	主たる出資者及び出資比率	Douglas R. Stringer 100.0%

d. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式数	当該ファンドは当社普通株式46株(持株比率0.00%)、C種優先株式94株(持株比率29.38%)を保有しております。
人事関係	該当事項はありません。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術又は取引関係	該当事項はありません。	

e. 割当予定先の概要

(1) 名称	Japan Ireland Investment Partners Unlimited Company
(2) 所在地	33 Sir John Rogerson 's Quay, Dublin 2, Ireland
(3) 国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
(4) 組成目的	純投資
(5) 出資の総額	10,000円
(6) 主たる出資者及びその出資比率	Japan Ireland Investment Partners, Ltd.

(注) Japan Ireland Investment Partners Unlimited Companyの主な資金提供者の概要は以下のとおりであります。

(1) 名称	Japan Ireland Investment Partners, L.P.	
(2) 所在地	Intertrust Corporation Services (Cayman) Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands	
(3) 国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。	
(4) 組成目的	純投資	
(5) 出資の総額	45,044,954,887円	
(6) 主たる出資者及びその出資比率	General Partner である Japan Ireland Investment Partners, Ltd と、53名の Limited Partners(ファンド、年金、保険及び財団等)から出資されております。なお、出資比率が10%以上の出資者はありません。	
(7) 業務執行組員等に関する事項	名称	Japan Ireland Investment Partners, Ltd.
	本店の所在地	Intertrust Corporation Services (Cayman) Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
	代表者の役職及び氏名	Director David Lawless
	資本金	2米ドル
	事業の内容	ファンド資産の運用及び管理
	主たる出資者及び出資比率	Walkers Fiduciary Limited 100.0%

f. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式数	当該ファンドは当社普通株式88株(持株比率0.00%)、C種優先株式82株(持株比率25.62%)を保有しております。
人事関係	該当事項はありません。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術又は取引関係	該当事項はありません。	

g. 割当予定先の概要

(1) 名称	フォーティーツー投資組合	
(2) 所在地	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号	
(3) 国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。	
(4) 組成目的	純投資	
(5) 出資の総額	123,200,000円	
(6) 主たる出資者及びその出資比率	業務執行組員である株式会社AP3と、33名の組員(投資事業有限責任組合及び個人等)から出資されております。1つの投資事業有限責任組合が出資比率50.68%の組員として出資しております。その他に出資比率が10%以上の出資者はありません。	
(7) 業務執行組員等に関する事項	名称	株式会社AP3
	本店の所在地	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 笹沼 泰助
	資本金	10,000,000円
	事業の内容	投資事業組合財産の運用及び管理
	主たる出資者及び出資比率	株式会社アドバンテッジパートナーズ 100.0%

h. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式数	当該ファンドは当社普通株式85株(持株比率0.00%)、C種優先株式9株(持株比率2.81%)を保有しております。
人事関係	該当事項はありません。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術又は取引関係	該当事項はありません。	

i. 割当予定先の概要

(1) 名称	HOLTジャパン株式会社
(2) 本店所在地	東京都中央区日本橋茅場町一丁目1番8号
(3) 代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 山条 憲人
(4) 資本金	9,000万円
(5) 事業の内容	眼鏡レンズ・フレーム・機器の製造、販売
(6) 主たる出資者及びその出資比率	HOYA LENS THAILAND LTD. 100%

j. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当該会社は当社、A種優先株式100株(持株比率100.00%)、B種優先株式1株(持株比率100.00%)を保有しております。 当該会社の100%親会社であるHOYA LENS THAILAND LTD.の100%親会社であるHOYA株式会社は当社普通株式68,400株(持株比率0.03%)を保有しております。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	当社グループは当該会社から眼鏡レンズ等の仕入れ(2019年4月末日現在の買掛金620百万円)を行っております。

k. 割当予定先の選定理由

本第三者割当増資で調達した資金につきましては、P S Z株式会社が金融機関から借り入れた当社発行の各種優先株式の取得資金である借入金の返済に全額充当することで、上記「募集又は売出しに関する特別記載事項」に記載の同社との吸収合併に伴い、当社が保有することとなる各種優先株式と当社普通株式との実質的な交換を行うことを目的としており、発行条件等について当社が強い交渉力を有することになる当該各種優先株主である投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズ 号・適格機関投資家間転売制限付除外少人数投資家向け、AP Cayman Partners, L.P.、Japan Ireland Investment Partners Unlimited Company、及びフォーティーツー投資組合が割当先として最適であると判断し選定いたしました。

また、HOLTジャパンについては、株式会社東京証券取引所市場第一部に上場しているHOYA株式会社の100%子会社であるHOYA LENS THAILAND LTD.の100%子会社です。当社グループは、主要仕入品目である眼鏡レンズについて多数の仕入先と取引を行っておりますが、HOLTジャパンが眼鏡レンズの仕入高において最大の仕入先となっております。当社は、優先株式と当社普通株式との実質的な交換による資本関係の再構築により、同社との間の従前の関係を一層緊密なものとし、当社の持続的かつ安定的な事業成長に資するものと判断しております。

l. 割り当てようとする株式の数(第三者割当新株式)

投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズ 号・適格機関	6,034,000株
投資家間転売制限付分除外少人数投資家向け	
AP Cayman Partners , L.P.	4,202,000株
JapanIreland Investment Partners Unlimited Company	3,665,000株
フォーティーター投資組合	402,000株
HOLTジャパン株式会社	6,035,000株

m. 株券等の保有方針

当社と各割当予定先との間において、割り当てる新株式の継続保有に関する取り決めはありません。本新株式の各割当予定先のうち、APファンドについては、経営権の獲得や支配株主となることを目的とせず純投資を目的としており、割当を受ける当社普通株式につきましては、適宜判断のうえ、市場動向を勘案しながら売却することに加え、売却に際しては市場への影響を常に留意する方針であることを口頭で確認しております。

また、HOLTジャパンについては、引き続き当社グループの事業パートナーとして緊密な関係を構築していくことから、一定程度のシェアは維持したい考えであり、その際は中長期保有の方針であることのことですが、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと及び、当社株式の一部を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮する旨を口頭で説明を受けております。

なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本第三者割当増資により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

n. 払込みに要する資金等の状況

当社は、本第三者割当増資に要する資金1,179百万円については、各割当予定先がP S Z株式会社に当社発行の各種優先株式を譲渡した際に同社から受領した譲渡代金から賄うことを各割当予定先より口頭にて確認していることから、本第三者割当増資の引受に関して問題はないと当社で判断いたしました。

o. 割当予定先の実態

当社は、APファンド並びにHOLTジャパンについて、暴力団、暴力団員又はこれに準ずる者(以下、「暴力団等」といいます。)である事実、暴力団等が割当予定先の経営に関与している事実、割当予定先が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力若しくは関与している事実、及び意図して暴力団等と交流を持っている事実を有していないことを第三者調査機関である株式会社経営企画センター(東京都中央区京橋二丁目17番3号:代表取締役 早川一彦)に調査を依頼のうえ、調査レポートを確認する方法により、割当予定先が暴力団等とは一切関係がないことを確認しております。その上で、割当先が反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

加えて、HOLTジャパンについて、その100%親会社であるHOYA LENS THAILAND LTD.の100%親会社であるHOYA株式会社が会社の沿革、役員及び主要株主等について有価証券報告書等において公表している上場会社(株式会社東京証券取引所市場第一部に上場)であり、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求に対しては外部専門機関と連携をとり毅然と組織として対応し、また、HOLTジャパン及びHOYA LENS THAILAND LTD.を含むグループとして反社会的勢力の対応部門を設置し、平素から、警察、特殊暴力防止対策連合会や弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築し、情報収集や対応策作りにも努めていると宣言しています。以上の内容について当社は、HOYA株式会社が株式会社東京証券取引所に提出しているコーポレートガバナンス報告書(最終更新日:2018年12月3日)に記載している「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」や、HOLTジャパンへのヒアリングを通じて確認しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠

発行価格に関しましては、当社の自己資本の質的向上及び機動的な資本政策を迅速に実現することが不可欠であるとの認識のもと、当社の置かれた現状に鑑み、各割当予定先との交渉を経て、本株式に関する取締役会決議日の直前営業日である2019年6月17日の株式会社東京証券取引所JASDAQスタンダード市場における当社株式の終値である1株58円といたしました。

当該発行価格(58円)は、本株式の取締役会決議日の直前営業日(以下「直前営業日」)から1ヵ月遡った期間の終値の単純平均値(57.6円)に対しては0.69%のプレミアム、直前営業日から3ヵ月遡った期間の終値の単純平均値(64.8円)に対しては10.49%のディスカウント、直前営業日から6ヵ月遡った期間の終値の単純平均値(76.0円)に対しては23.68%のディスカウントとなります。

また、当社取締役会にて、当社監査等委員である取締役3名(うち2名は社外)全員から、監査等委員会の意見として、本株式の発行価額の算定方法については、市場慣行に従った一般的な方法であり、算定根拠は、現時点の当社株式の市場価値を反映していると思われる本株式の発行に係る取締役会決議日の直前取引日の終値としており、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠したものであり、当社の直近の財政状態及び経営成績を勘案し本株式の発行価額は、特に有利な発行価額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資で発行される新株式の見込数は、上記「第1 募集要項 1 新規発行株式」に記載のとおり、20,338,000株(当該株式に係る議決権は203,380個)であり、2019年4月30日現在における当社の発行済株式数226,043,151株(議決権数2,260,229個)であることから、希薄化は9.00%(議決権数に係る希薄化率は9.00%)の割合で希薄化が生じます。

しかしながら、本株式により調達した資金を、前記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途」に記載の使途に充当することによって、当社の自己資本の質的向上や当社グループにおける財務基盤の強化を実現することで、企業価値の向上を図ります。したがって、当社としては、本株式の発行により一時的な株式の希薄化が生じることになるものの、中長期的な観点からは、優先配当権が付与された各種種類株式の取得並びに消却により、早期の復配と継続的かつ安定的な配当を実現し得る環境整備の一環ともなるため、株主の皆様の利益の向上につながることから、当該資金使途は株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

また、本株式につき、割当予定先のうちAPファンドは中長期保有の方針ではなく、株価の状況や市場でも株式取引状況を鑑みながら市場に順次売却していく方針です。またHOLTジャパンは、引き続き当社グループの事業パートナーとして緊密な関係を構築していくことから、一定程度のシェアは維持したい考えであり、その際は中長期保有の方針であるとのことですが、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと及び、当社株式の一部を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮する旨を口頭で説明を受けております。

なお、当社株式の直近1ヵ月間の1日あたりの平均出来高は2,861,686株、直近3ヵ月間の1日あたりの平均出来高は2,274,546株、直近6ヵ月間の1日あたりの平均出来高は2,197,151株となっており、一定の流動性を有しているため、株価に与える影響は限定的かつ消化可能なものと考えております。

したがって、当社は本株式による発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的な範囲であるものと判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

(1) 普通株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
日本トラスティ・サー ビス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目 8-11	25,865	11.44%	25,865	10.50%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL(常任代 理人 ゴールドマン・ サックス証券株式会社)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB U.K(東京都港区 六本木6丁目10番1号六 本木ヒルズ森タワー)	25,016	11.07%	25,016	10.15%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社 三菱UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM	7,308	3.23%	7,308	2.97%
HOLTジャパン株式会社	東京都中央区日本橋茅場 町一丁目1番8号			6,035	2.45%
投資事業有限責任組合 アドバンテッジパート ナーズ 号	東京都港区虎ノ門四丁目 1番28号	95	0.00%	6,034	2.45%
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託 口)	東京都港区浜松町2丁目 11番3号	5,928	2.62%	5,928	2.41%
AP Cayman Partners , L.P.	Intertrust Corporation Services (Cayman) Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands	46	0.00%	4,202	1.71%
Japan Ireland Investment Partners Unlimited Company	33 Sir John Rgerson's Quay, Dublin 2, Ireland	88	0.00%	3,665	1.49%
THE BANK OF NEW YORK MELLON (INTERNATIONAL) LIMITED 131800(常任代 理人 株式会社みずほ 進行決済営業部)	2-4, RUE EUGENE RUPPERT, L - 2453 LUXEMBOURG, GR AND DUCHY OF LIXEMBOURG	2,844	1.26%	2,844	1.15%
資産管理サービス信託 銀行株式会社(証券投資 信託口)	東京都中央区晴海1丁目8 -12晴海アイランドトリ トンスクエア オフィスタ ワーZ棟	2,457	1.09%	2,457	1.00%
計		69,421	30.71%	89,357	36.27%

(注) 1. 「割当前の所有株式数」及び「割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2019年4月30日時点の株主名簿に基づき記載しております。

2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に本新株式の発行数の見込である20,338,000株に係る議決権の数を、「割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に議決権の数を加えた数で除して算出しております。

3. 「割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

4. 割当予定先である投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズ 号、「AP Cayman Partners , L.P.」、Japan Ireland Investment Partners Unlimited Companyの「所有株式数(千株)」は、千株未満であります。

(2) A種優先株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
HOLTジャパン株式会社	東京都中央区日本橋茅場町 一丁目1番8号	100			
計		100			

- (注) 1. A種優先株式には議決権はありません。
 2. 2019年4月30日時点を基準として記載しております。
 3. 2019年6月24日にHOLTジャパン株式会社は100株をSPCへ譲渡する予定のため、割当後の所有株式数(株)は記載していません。

(3) B種優先株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
HOLTジャパン株式会社	東京都中央区日本橋茅場町 一丁目1番8号	1			
計		1			

- (注) 1. B種優先株式に議決権はありません。
 2. 2019年4月30日時点を基準として記載しております。
 3. 2019年6月24日にHOLTジャパン株式会社は1株をSPCへ譲渡する予定のため、割当後の所有株式数(株)は記載していません。

(4) C種優先株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
投資事業有限責任組合アド バンテッジパートナーズ 号	東京都港区虎ノ門四丁目1 番28号	135			
AP Cayman Partners , L.P.	Intertrust Corporation Services (Cayman) Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands	94			
Japan Ireland Investment Partners Unlimited Company	33 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2, Ireland	82			
フォーティーツーB投資組合	東京都港区虎ノ門四丁目1 番28号	9			
計		320			

- (注) 1. C種優先株式は議決権を有していません。
 2. 2019年4月30日時点を基準として記載しております。
 3. 2019年6月24日に投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズ 号・適格機関投資家間転売制限付分
 除外少数投資家向け135株、AP Cayman Partners , L.P.94株、Japan Ireland Investment Partners
 Unlimited Company 82株、フォーティーツーB投資組合 9株の合計320株をSPCへ譲渡する予定のため、割当
 後の所有株式数(株)は記載していません。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1 資本金の増減

「組込情報」の有価証券報告書(第1期事業年度)「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (4) 発行済株式総数、資本金等の推移」に記載の資本金は、当該有価証券報告書の提出日(2018年7月24日)以降、本有価証券届出書提出日(2019年6月18日)までの間に、2017年11月1日に発行した第1回新株予約権(ストックオプション)の行使により、資本金が795千円増加しております。

2018年7月24日現在の資本金	増加額	2019年6月18日現在の資本金
10,000千円	795千円	10,795千円

2 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第1期、提出日2018年7月24日)及び四半期報告書(第2期第3四半期、提出日2019年3月14日)(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等提出後、本有価証券届出書提出日(2019年6月18日)までの間に生じた変更はありません。また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2019年6月18日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

3 最近の業績の概要

2019年4月期に係る連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書は以下のとおりとなります。なお、金融商品取引法第193条の2第1項に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領していません。

連結財務諸表及び主な注記

(1) 連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2018年4月30日)	当連結会計年度 (2019年4月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,974,791	1,261,696
売掛金	1,280,938	1,397,911
商品	3,127,595	4,933,084
原材料	-	21,960
貯蔵品	36,053	61,348
前払費用	283,617	277,096
未収入金	260,728	126,351
その他	37,242	49,607
流動資産合計	8,000,968	8,129,056
固定資産		
有形固定資産		
建物	4,823,935	4,845,430
減価償却累計額	3,752,829	3,498,125
建物(純額)	1,071,105	1,347,305
工具、器具及び備品	2,094,744	2,036,771
減価償却累計額	1,848,440	1,628,558
工具、器具及び備品(純額)	246,303	408,213
土地	890,935	754,626
建設仮勘定	34,526	9,086
その他	864,505	999,441
減価償却累計額	681,768	723,631
その他(純額)	182,737	275,809
有形固定資産合計	2,425,609	2,795,040
無形固定資産		
のれん	59,093	414,863
ソフトウェア	170,932	171,186
その他	59,428	58,373
無形固定資産合計	289,453	644,423
投資その他の資産		
敷金及び保証金	2,843,615	2,813,212
繰延税金資産	329,115	472,918
その他	256,289	299,554
貸倒引当金	90,845	89,195
投資その他の資産合計	3,338,175	3,496,489
固定資産合計	6,053,238	6,935,954
資産合計	14,054,206	15,065,010

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2018年4月30日)	当連結会計年度 (2019年4月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2,021,894	1,912,887
短期借入金	2,000,000	2,000,000
1年内返済予定の長期借入金	400,000	500,008
未払金	506,252	718,458
未払法人税等	53,806	123,273
未払費用	297,411	433,338
前受金	1,290,362	1,414,293
賞与引当金	81,000	42,000
その他	188,530	424,732
流動負債合計	6,839,257	7,568,991
固定負債		
長期借入金	3,900,000	3,323,916
退職給付に係る負債	1,808,081	1,900,592
繰延税金負債	-	2,329
その他	124,698	274,083
固定負債合計	5,832,780	5,500,921
負債合計	12,672,037	13,069,913
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,795
資本剰余金	1,718,806	1,719,602
利益剰余金	419,151	80,466
自己株式	0	4
株主資本合計	1,309,654	1,810,860
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,079	1,181
退職給付に係る調整累計額	179,791	168,750
その他の包括利益累計額合計	177,711	167,568
新株予約権	250,119	351,805
非支配株主持分	106	-
純資産合計	1,382,169	1,995,097
負債純資産合計	14,054,206	15,065,010

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

連結損益計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年 5月 1日 至 2018年 4月 30日)	当連結会計年度 (自 2018年 5月 1日 至 2019年 4月 30日)
売上高	21,776,194	26,485,617
売上原価	7,857,512	9,818,397
売上総利益	13,918,681	16,667,220
販売費及び一般管理費	13,202,257	15,735,007
営業利益	716,424	932,212
営業外収益		
受取利息	1,019	733
受取配当金	440	417
受取保険金	4,973	7,593
保険解約返戻金	8,272	-
集中加工室管理収入	20,672	15,505
開発負担金収入	7,000	-
その他	17,953	16,729
営業外収益合計	60,332	40,980
営業外費用		
支払利息	105,476	91,502
支払手数料	63,000	14,315
その他	20,486	14,409
営業外費用合計	188,962	120,227
経常利益	587,794	852,965
特別利益		
固定資産売却益	93,600	29,417
立退料収入	45,000	51,000
その他	5,393	5,834
特別利益合計	143,994	86,252
特別損失		
固定資産売却損	26,962	18,737
固定資産除却損	18,861	46,304
店舗閉鎖損失	12,096	11,403
減損損失	111,713	206,300
和解金	-	120,000
その他	18,522	9,711
特別損失合計	188,156	412,457
税金等調整前当期純利益	543,631	526,761
法人税、住民税及び事業税	89,456	162,773
法人税等調整額	269,987	135,523
法人税等合計	180,530	27,249
当期純利益	724,162	499,511
非支配株主に帰属する当期純利益	1,670	106
親会社株主に帰属する当期純利益	725,832	499,618

連結包括利益計算書

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2017年 5月 1日 至 2018年 4月30日)	当連結会計年度 (自 2018年 5月 1日 至 2019年 4月30日)
当期純利益	724,162	499,511
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	426	897
退職給付に係る調整額	61,176	11,040
その他の包括利益合計	60,749	10,142
包括利益	784,912	509,654
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	786,582	509,761
非支配株主に係る包括利益	1,670	106

(3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 2017年5月1日 至 2018年4月30日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	812,170	947,178	1,144,984	66,847	547,517
当期変動額					
連結子会社の増資による持分の増減		28,432			28,432
株式移転による増減	802,170	743,194		58,975	-
新株の発行					-
親会社株主に帰属する当期純利益			725,832		725,832
自己株式の取得				2	2
自己株式の処分				7,873	7,873
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	802,170	771,627	725,832	66,846	762,136
当期末残高	10,000	1,718,806	419,151	0	1,309,654

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	2,506	264,361	261,855	135,200	-	420,862
当期変動額						
連結子会社の増資による持分の増減						28,432
株式移転による増減						-
新株の発行						-
親会社株主に帰属する当期純利益						725,832
自己株式の取得						2
自己株式の処分						7,873
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	426	84,570	84,143	114,919	106	199,170
当期変動額合計	426	84,570	84,143	114,919	106	961,306
当期末残高	2,079	179,791	177,711	250,119	106	1,382,169

当連結会計年度(自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,000	1,718,806	419,151	0	1,309,654
当期変動額					
連結子会社の増資による持分の増減					-
株式移転による増減					-
新株の発行	795	795			1,591
親会社株主に帰属する当期純利益			499,618		499,618
自己株式の取得				4	4
自己株式の処分					-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	795	795	499,618	4	501,205
当期末残高	10,795	1,719,602	80,466	4	1,810,860

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	2,079	179,791	177,711	250,119	106	1,382,169
当期変動額						
連結子会社の増資による持分の増減						-
株式移転による増減						-
新株の発行						1,591
親会社株主に帰属する当期純利益						499,618
自己株式の取得						4
自己株式の処分						-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	897	11,040	10,142	101,686	106	111,722
当期変動額合計	897	11,040	10,142	101,686	106	612,927
当期末残高	1,181	168,750	167,568	351,805	-	1,995,097

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2017年 5月 1日 至 2018年 4月 30日)	当連結会計年度 (自 2018年 5月 1日 至 2019年 4月 30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	543,631	526,761
減価償却費	323,963	389,992
のれん償却額	15,109	65,612
減損損失	111,713	206,300
長期前払費用償却額	44,060	47,751
株式報酬費用	117,915	102,961
新株予約権戻入益	2,996	637
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	63,480	92,511
退職給付に係る調整累計額の増減額(は減少)	84,570	11,040
貸倒引当金の増減額(は減少)	12,667	-
受取利息及び受取配当金	1,460	1,150
支払利息	105,476	91,502
固定資産売却益	93,600	29,417
固定資産売却損	26,962	18,737
固定資産除却損	18,861	45,535
店舗閉鎖損失	12,096	6,979
有価証券及び投資有価証券売却損益(は益)	229	-
子会社株式評価損	354	-
賞与引当金の増減額(は減少)	81,000	39,000
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	174,800	-
売上債権の増減額(は増加)	376,966	28,014
たな卸資産の増減額(は増加)	512,072	1,612,534
仕入債務の増減額(は減少)	452,099	8,729
その他流動資産の増減額(は増加)	18,505	65,123
その他流動負債の増減額(は減少)	484,603	618,928
その他	96,398	92,027
小計	1,414,331	588,062
利息及び配当金の受取額	722	1,150
利息の支払額	120,105	93,613
法人税等の支払額	321,382	252,909
法人税等の還付額	-	111,036
営業活動によるキャッシュ・フロー	973,565	353,726
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	115,017	-
定期預金の払戻による収入	285,044	58,000
有形固定資産の取得による支出	208,550	886,996
有形固定資産の売却による収入	325,376	150,716
無形固定資産の取得による支出	62,075	59,576
敷金及び保証金の差入による支出	219,363	117,763
敷金及び保証金の回収による収入	203,798	243,205
長期前払費用の取得による支出	50,885	29,550
投資有価証券の売却による収入	1,277	-
事業譲受による支出	91,702	13,166
資産除去債務の履行による支出	34,874	45,327
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	375,671
その他	2,561	4,085
投資活動によるキャッシュ・フロー	35,590	1,080,218

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2017年 5月 1日 至 2018年 4月 30日)	当連結会計年度 (自 2018年 5月 1日 至 2019年 4月 30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	2,000,000	-
長期借入れによる収入	4,237,000	-
長期借入金の返済による支出	7,561,458	894,395
ファイナンス・リース債務の返済による支出	16,939	35,656
自己株式の取得による支出	2	4
自己株式の処分による収入	7,873	-
非支配株主からの払込みによる収入	30,210	-
ストックオプションの行使による収入	-	954
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,303,317	929,102
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	294,162	1,655,594
現金及び現金同等物の期首残高	3,210,951	2,916,791
現金及び現金同等物の期末残高	2,916,791	1,261,196

(5) 連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(修正再表示)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、事業部門別セグメントから構成されており、「小売事業」、「卸売事業」及び「EC事業」の3つを報告セグメントとしております。

「小売事業」は、フレーム・レンズ・メガネ備品・コンタクトレンズ・コンタクトレンズ備品・サングラス・補聴器・補聴器付属品・化粧品・健康食品等の店舗における販売事業であります。

「卸売事業」は、フレーム・サングラス等の小売店舗に対する販売事業であります。

「EC事業」は、インターネット上の眼鏡等の販売サイトであります。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業部門別セグメントの会計処理は、連結財務諸表を作成するために採用される会計処理の原則及び手続に準拠した方法であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2017年5月1日 至 2018年4月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	連結損益計算書 計上額 (注3)
	小売事業	EC事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	21,285,560	489,574	21,775,135	1,059	21,776,194	-	21,776,194
セグメント間の内部売上高又は振替高	7,481	-	7,481	-	7,481	7,481	-
計	21,293,042	489,574	21,782,617	1,059	21,783,676	7,481	21,776,194
セグメント利益	893,117	76,067	969,185	40,827	928,357	211,933	716,424
セグメント資産	10,224,068	101,784	10,325,852	105,894	10,431,746	3,622,460	14,054,206
その他項目							
減価償却費	313,521	10,367	323,888	-	323,888	75	323,963
のれんの償却費	15,109	-	15,109	-	15,109	-	15,109

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ウェアラブル端末事業等を含んでおります。

2. 調整額は、以下のとおりであります。

(1)セグメント利益の調整額 211,933千円は、セグメント間取引消去 7,481千円及び子会社株式の取得関連費用 6,104千円、各報告セグメントに配分していない全社費用 198,346千円であり、その主な内容は親会社本社の人事総務部門等に係る一般管理及び子会社の役員報酬であります。

(3)減価償却費の調整額は、全社資産に係る減価償却費であります。

3. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

4. 報告セグメントごとの負債は、経営資源の配分の決定及び業績評価に使用していないため、記載していません。

当連結会計年度(自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント				その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	連結損益計算書 計上額 (注3)
	小売事業	卸売事業	EC事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	25,291,267	605,762	581,178	26,478,207	7,409	26,485,617	-	26,485,617
セグメント間の内部 売上高又は振替高	13,214	89,079	-	102,293	-	102,293	102,293	-
計	25,304,481	694,841	581,178	26,580,501	7,409	26,587,911	102,293	26,485,617
セグメント利益	1,375,720	170,940	87,647	1,634,309	102,378	1,531,931	599,718	932,212
その他項目								
減価償却費	373,398	2,012	-	375,410	14,282	389,692	300	389,992
のれんの償却費	45,075	20,536	-	65,612	-	65,612	-	65,612

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ウェアラブル端末事業等を含んでおります。

2. 調整額は、以下のとおりであります。

(1)セグメント利益の調整額 599,718千円は、セグメント間取引消去8,643千円及び各報告セグメントに配分していない全社費用 608,362千円であり、その主な内容は親会社本社の人事総務部門等に係る一般管理及び子会社の役員報酬であります。

(2)減価償却費の調整額は、全社資産に係る減価償却費であります。

3. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

4. 報告セグメントごとの負債は、経営資源の配分の決定及び業績評価に使用していないため、記載しておりません。

[関連情報]

前連結会計年度(自 2017年5月1日 至 2018年4月30日)

1 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外の有形固定資産がないため、該当事項はありません。

2 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)

1 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外の有形固定資産がないため、該当事項はありません。

2 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前連結会計年度(自 2017年5月1日 至 2018年4月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント			その他	調整額 (注)	連結損益計算書 計上額
	小売事業	EC事業	計			
減損損失	91,156	-	91,156	-	20,557	111,713

(注) 調整額は、報告セグメントに帰属しない全社資産に係る減損損失であります。

当連結会計年度(自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント				その他	調整額 (注)	連結損益計算書 計上額
	小売事業	卸売事業	EC事業	計			
減損損失	181,900	-	-	181,900	-	24,399	206,300

(注) 調整額は、報告セグメントに帰属しない全社資産に係る減損損失であります。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前連結会計年度(自 2017年5月1日 至 2018年4月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント			その他	調整額	合計
	小売事業	E C 事業	計			
当期償却額	15,109	-	15,109	-	-	15,109
当期末残高	59,093	-	59,093	-	-	59,093

当連結会計年度(自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント				その他	調整額	合計
	小売事業	卸売事業	E C 事業	計			
当期償却額	45,075	20,536	-	65,612	-	-	65,612
当期末残高	158,157	256,705	-	414,863	-	-	414,863

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

前連結会計年度(自 2017年5月1日 至 2018年4月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2017年5月1日 至 2018年4月30日)	当連結会計年度 (自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)
1株当たり純資産額	0.58円	1.53円
1株当たり当期純利益	4.11円	1.96円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	2.88円	1.82円

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年5月1日 至 2018年4月30日)	当連結会計年度 (自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	725,832	499,618
普通株主に帰属しない金額(千円)	73,500	73,500
(うちB種優先株式配当額)(千円)	(17,500)	(17,500)
(うちC種優先株式配当額)(千円)	(56,000)	(56,000)
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	652,332	426,118
普通株式の期中平均株式数(株)	158,875,258	217,945,863
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-

普通株式増加数(株)	67,849,706	16,394,269
(うち新株予約権)(株)	(755,585)	(5,694,152)
(うちA種劣後株式)(株)	(67,033,499)	(10,686,499)
(うちB種劣後株式)(株)	(60,622)	(13,618)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	B種優先株式 1株 第2回新株予約権 24,200個 第4回新株予約権 32,600個 第5回新株予約権 28,000個	-

2 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年4月30日)	当連結会計年度 (2019年4月30日)
純資産の部の合計額(千円)	1,382,169	1,995,097
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	1,473,726	1,648,805
(うち新株予約権)(千円)	(250,119)	(351,805)
(うち非支配株主持分)(千円)	(106)	(-)
(うち優先株式払込金額)(千円)	(1,150,000)	(1,150,000)
(うち累積未払優先配当額)(千円)	(73,500)	(147,000)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	91,557	346,291
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式 の数(株)	158,931,025	226,043,102

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2019年6月18日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(2018年7月25日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、平成30年7月24日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成30年7月24日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 監査等委員でない取締役7名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案 監査等委員でない取締役の報酬額決定の件

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第6号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	1,124,053	3,896	0	(注) 1	可決 99.65
第2号議案 監査等委員でない取締役7名選任の件 星崎尚彦	1,123,636	4,312	0	(注) 2	可決 99.62
束原俊哉	1,123,205	4,743	0		可決 99.58
小坂雄介	1,122,965	4,983	0		可決 99.56
三井規彰	1,123,639	4,309	0		可決 99.62
永露英郎	992,966	134,982	0		可決 88.03
松本大輔	1,123,213	4,735	0		可決 99.58
伊串久美子	1,123,174	4,774	0		可決 99.58
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 田中武志	1,122,941	5,007	0	(注) 2	可決 99.56
蝦名卓	1,122,934	5,014	0		可決 99.56
加藤真美	1,122,961	4,987	0		可決 99.56
第4号議案 監査等委員でない取締役の報酬額決定 の件	1,121,451	6,498	0	(注) 3	可決 99.42
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定 の件	1,121,084	6,865	0	(注) 3	可決 99.39
第6号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与 のための報酬決定の件	1,061,738	66,211	0	(注) 3	可決 94.13

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

(2018年8月9日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づき、本報告書を提出するものです。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主でなくなるもの

投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズIV号・適格機関投資家間転売制限付分除外少人数投資家向け

AP Cayman Partners II, L.P.

Japan Ireland Investment Partners Unlimited Company

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズIV号・適格機関投資家間転売制限付分除外少人数投資家向け

	議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	482,108個	21.33%
異動後	62,882個	2.78%

AP Cayman Partners II, L.P.

	議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	336,411個	14.88%
異動後	43,880個	1.94%

Japan Ireland Investment Partners Unlimited Company

	議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	292,379個	12.93%
異動後	38,137個	1.68%

(注) 総株主等の議決権に対する割合は、平成30年4月30日現在の総株主の議決権の数1,892,863個に、平成30年6月14日付のA種劣後株式の転換及びB種劣後株式の転換による増減を考慮した総株主の議決権の数2,260,059個を基準に算出しております。

(3) 当該異動の年月日
平成30年8月9日

(4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額		10,397千円
発行済株式総数	普通株式	226,034,151株
	A種優先株式	800株
	B種優先株式	1株
	C種優先株式	320株

(注) 当社は、新株予約権を発行しているため、資本金の額及び発行済株式総数においては、平成30年8月1日以降の新株予約権の行使により増加した資本金の額又は発行された株式数は含まれておりません。

(2018年12月12日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

1. 当該事象の発生日

株式会社メガネスーパー	取締役会決議日	平成30年10月31日
当社	取締役会決議日	平成30年10月31日
	株式譲渡日	平成30年10月31日

2. 当該事象の内容

当社は、当社グループにおける効率的な資本政策の実現を図る観点から、株式会社メガネスーパーに対して、当社が保有する株式会社メガネスーパーB種優先株式について、定款に基づく金銭対価の取得請求権を行使し、当該株式は株式会社メガネスーパーにより取得されました。当該取引は当社および株式会社メガネスーパー各社における平成30年10月31日付の取締役会の承認に基づき、同日付にて実施しております。

3. 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

平成31年4月期に株式会社ビジョナリーホールディングスの個別損益計算書に特別利益として関係会社株式売却益を約3.4億円計上する見込みであります。

なお、連結損益計算書においては、消去されるため関係会社株式売却益の影響はございません。

(2019年2月14日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社の連結子会社である株式会社メガネスーパーに対して提起されていた訴訟が解決したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第14号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

名称：株式会社メガネスーパー(以下、「MS社」)

住所：神奈川県小田原市本町4丁目2番地39号

代表者：代表取締役社長 星崎 尚彦

(2) 当該訴訟の提起があった年月日

平成27年6月10日

(3) 当該訴訟を提起した者の氏名及び住所

名称：株式会社ワイエヌメディカル(以下、「原告」)

住所：東京都杉並区本天沼3-18-15

代表者：代表取締役 中山 仁

(4) 当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額

MS社は、原告より、報酬の一部に未払いがあるとして、1億750万8,280円の報酬支払いおよびこれに対する遅延損害金の支払い請求訴訟を平成27年6月10日に提起されました。

(5) 当該訴訟の解決があった年月日、解決の内容及び損害賠償支払金額

解決があった年月日

平成31年2月12日

解決の内容及び損害賠償支払金額

MS社が、原告に対して本件和解金として1億2,000万円を支払うことを内容とする和解が成立しました。

(2019年3月7日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が生じたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該事象の発生日

平成31年3月5日(配当金受領日)

(2) 当該事象の内容

当社100%連結子会社である株式会社VISIONIZEより、配当金400百万円を受領いたしました。

(3) 当該事象の損益に与える影響

当該配当金の受領により、当社は平成31年4月期の単体決算において、受取配当金400百万円を営業収益に計上いたします。

なお、連結子会社からの配当であるため、平成31年4月期の連結業績に与える影響はございません。

(2019年6月18日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該事象の発生年月日

2019年6月18日

(2) 当該事象の内容

「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、当社の連結子会社である株式会社メガネスーパーにおいて、保有する固定資産に減損の兆候が認められたことから、現在の事業環境を踏まえ、将来の収益見込み等を保守的に見積り、回収可能性を慎重に検討した結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、188百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。

(3) 当該事象の損益に与える影響

当該事象の発生により、2019年4月期決算において、188百万円の減損損失を特別損失に計上いたしました。なお2019年4月期決算での減損損失計上額は第3四半期までに計上いたしました18百万円とあわせ、合計206百万円となります。

4 訂正臨時報告書の提出

(2018年8月1日提出の訂正臨時報告書)

1 提出理由

平成30年7月25日(水)開催の取締役会において決議された当社普通株式の売出し(引受人の買取引受けによる売出し)(以下「引受人の買取引受けによる売出し」という。)の売出株式総数の一部が、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売(以下「海外販売」という。)されることがあるため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき、臨時報告書を提出しておりますが、平成30年8月1日(水)に海外販売の売出数及び販売条件、その他海外販売に関し必要な事項が決定されましたので、これらに関する事項を訂正するため、金融商品取引法第24条の5第5項において準用する同法第7条第1項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 訂正内容

訂正箇所は_____ 罫で示しております。

(2) 売出数

(訂正前) 未定

(売出数(海外販売の対象となる株式数)は、引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案した上で、平成30年8月1日(水)から平成30年8月6日(月)までの間のいずれかの日(以下「売出価格等決定日」という。)に決定するが、引受人の買取引受けによる売出しの売出株式総数99,394,700株の半数以下とする。)

(訂正後) 7,531,900株

(3) 売出価格

(訂正前) 未定

(日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、売出価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に決定する。)

(訂正後) 124円

(4) 引受価額

(訂正前) 未定

(日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、売出価格等決定日に決定する。)

(訂正後) 115.42円

(5) 売出価額の総額

(訂正前) 未定

(訂正後) 933,955,600円

(11) 受渡年月日

(受渡期日)

(訂正前) 平成30年8月9日(木)から平成30年8月14日(火)までの間のいずれかの日。ただし、売出価格等決定日の6営業日後の日とする。

(訂正後) 平成30年8月9日(木)

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第1期)	自 2017年11月1日 至 2018年4月30日	2018年7月24日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第2期第3四半期)	自 2018年11月1日 至 2019年1月31日	2019年3月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき、本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年7月23日

株式会社ビジョナリーホールディングス
取締役会 御中

ひびき監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 田 中 弘 司

代表社員
業務執行社員 公認会計士 林 直 也

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビジョナリーホールディングスの平成29年5月1日から平成30年4月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビジョナリーホールディングス及び連結子会社の平成30年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載のとおり、会社は、平成30年7月10日開催の取締役会において、株式会社VISIONIZEの株式を取得することを決議し、同日に株式譲渡契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものでない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ビジョナリーホールディングスの平成30年4月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ビジョナリーホールディングスが平成30年4月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年7月23日

株式会社ビジョナリーホールディングス
取締役会 御中

ひびき監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 田 中 弘 司

代表社員
業務執行社員 公認会計士 林 直 也

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビジョナリーホールディングスの平成29年11月1日から平成30年4月30日までの第1期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビジョナリーホールディングスの平成30年4月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載のとおり、会社は、平成30年7月10日の取締役会において、連結子会社である株式会社メガネスーパーとの間で吸収分割契約を締結することを決議し、同日付で吸収分割契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものでない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成31年3月14日

株式会社ビジョナリーホールディングス
取締役会 御中

ひびき監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 田中弘司 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 林直也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビジョナリーホールディングスの平成30年5月1日から平成31年4月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成30年11月1日から平成31年1月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成30年5月1日から平成31年1月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ビジョナリーホールディングス及び連結子会社の平成31年1月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。